

平成30年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)

平成30年5月10日

上場会社名 シンバイオ製薬株式会社 上場取引所 東
 コード番号 4582 URL <http://www.symbiopharma.com/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長兼CEO (氏名) 吉田 文紀
 問合せ先責任者 (役職名) 執行役員財務経理部長兼CFO (氏名) 村田 賢治 (TEL) 03-5472-1125
 四半期報告書提出予定日 平成30年5月11日 配当支払開始予定日 —
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成30年12月期第1四半期の業績 (平成30年1月1日～平成30年3月31日)

(1) 経営成績(累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
30年12月期第1四半期	888	2.1	△714	—	△748	—	△759	—
29年12月期第1四半期	869	350.1	△525	—	△583	—	△582	—

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
30年12月期第1四半期	△13.28	—
29年12月期第1四半期	△12.12	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
30年12月期第1四半期	4,216	3,327	65.7
29年12月期	4,252	3,239	63.6

(参考) 自己資本 30年12月期第1四半期 2,769百万円 29年12月期 2,702百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
29年12月期	—	0.00	—	0.00	0.00
30年12月期	—	—	—	—	—
30年12月期(予想)	—	0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成30年12月期の業績予想 (平成30年1月1日～平成30年12月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	4,201	22.0	△2,981	—	△3,044	—	△3,056	—	△52.99

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)	30年12月期 1 Q	57,828,524株	29年12月期	54,049,224株
② 期末自己株式数	30年12月期 1 Q	75株	29年12月期	75株
③ 期中平均株式数 (四半期累計)	30年12月期 1 Q	57,221,360株	29年12月期 1 Q	48,095,755株

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料3ページ「1. 当四半期決算に関する定性的情報 (3) 業績予想に関する定性的情報」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	4
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 四半期財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期貸借対照表	5
(2) 四半期損益計算書	7
第1四半期累計期間	7
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(重要な後発事象)	9

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第1四半期累計期間における当社事業の進捗状況は以下のとおりです。

① 国内

[抗がん剤 SyB L-0501 (凍結乾燥注射剤) / SyB L-1701 (RTD製剤) / SyB L-1702 (RI製剤) / SyB C-0501 (経口剤) (一般名:ベンダムスチン塩酸塩、製品名:トレアキシシ®)]

トレアキシシ®については、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫(平成22年10月に製造販売承認を取得)に加え、平成28年12月に製造販売承認を受けた未治療(初回治療)の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫並びに平成28年8月に製造販売承認を受けた慢性リンパ性白血病を適応症として、業務提携先のエーザイ株式会社(以下「エーザイ」という)を通じ、国内販売を行っています。これらの適応症拡大を受けて未治療(初回治療)領域でトレアキシシ®が従来の標準療法であるR-CHOPに取って代わることで市場浸透が堅調に進んでおり、薬価ベースの売上は対前年比プラス32.4%と大きく伸長しました。当社からエーザイへの製品売上については計画通りに推移しました。

本剤については、既に承認を取得した上記の3つの適応症に加え、4つ目の適応症である再発・難治性の中悪性度非ホジキンリンパ腫(びまん性大細胞型B細胞リンパ腫(DLBCL))の第Ⅲ相臨床試験を開始し承認取得に向けて鋭意、症例登録に取り組んでいます。本適応症の追加については、優れた標準療法がないことから医療現場の切実なニーズがあり患者団体からも審査当局に対してBR療法を使えるようにして欲しいという強い要望書が出ておりました。当社は新しい治療の選択肢を提供すべく、また、製品価値の最大化を図るべく第Ⅱ相臨床試験を終了後、医薬品医療機器総合機構との協議を重ねてまいりました。平成29年8月に第Ⅲ相臨床試験を開始し、平成30年1月に最初の患者登録を完了しております。

この追加適応症の取組みに加え、トレアキシシ®の製品ライフサイクル・マネジメントをより一層強力に推進すべく、平成29年9月にイーグル・ファーマシューティカルズ社(本社:米国ニュージャージー州)との間でトレアキシシ®液剤(RTD製剤及びRI製剤^(注1))の日本における独占的ライセンス契約を締結しました。これにより患者さんと医療従事者の負担を軽減することにより大きな付加価値を提供し、特許保護を通じてトレアキシシ®の製品ライフサイクルを2031年まで延長することが可能となっております。RTD製剤については既に医薬品医療機器総合機構との相談を経て承認申請の準備中であり、RI製剤については同機構との協議も含め臨床試験の準備に着手しております。

さらに、経営基盤の強化のためにトレアキシシ®を当社事業のより強固な土台とすべく、現在開発・販売中の注射剤に加えて経口剤の開発を推進することにより固形がんや自己免疫疾患に取り組み、さらなる事業拡大を図ってまいります。そのような取り組みの中で、平成30年1月に進行性固形がんを対象としてトレアキシシ®経口剤の推奨投与量・スケジュール及び忍容性・安全性の検討を行い、がん腫を絞り込むことを目的として、第Ⅰ相臨床試験を開始しました。また、トレアキシシ®の経口投与による免疫系への作用を評価すべく、自己免疫疾患の一種である全身性エリテマトーデス(SLE)に対する治療効果の確認を目的とする前臨床試験を実施するため、平成30年5月に慶應義塾大学との間で共同研究契約を締結しました。

(注1) RTD製剤及びRI製剤は、従来の凍結乾燥注射剤(FD)とは異なり既に液化された製剤です。RTD製剤(Ready To Dilute)は調剤作業を大幅に低減し、さらに急速静注であるRI製剤(Rapid Infusion)により点滴時間を従来の60分間から10分間に短縮することにより、FD製剤に比べ患者さんの負担を大幅に軽減し、さらには医療従事者に大きな付加価値を提供することが可能になります。

[抗がん剤 SyB L-1101 (注射剤) / SyB C-1101 (経口剤) (一般名:Rigosertib Sodium<リゴセルチブナトリウム>)]

リゴセルチブ注射剤については、導入元であるオンコノバ・セラピューティクス社(本社:米国ペンシルベニア州、以下「オンコノバ社」という)が実施している国際共同第Ⅲ相臨床試験の日本における臨床開発を当社が担当しており、国内では平成27年12月に試験が開始され、既に30症例以上が登録されております。本試験は、現在の標準治療である低メチル化剤による治療において効果が得られない(HMA不応)または治療後に再発した高リスク骨髄異形成症候群(MDS)を対象とし、全世界から20ヶ国以上が参加して実施中です。現在、症例

集積が順調に進行しておりますが、平成30年1月に行われた中間解析結果を踏まえ、事前に計画した統計学的な基準に基づき症例数を増加の上で本試験を継続することを決定しております。この成績を基に、日本での承認申請を欧米と同時期に行うことを計画しております。

リゴセルチブ経口剤については、オンコノバ社が米国において初回治療の高リスク骨髄異形成症候群（MDS）を目標効能とする第Ⅰ／Ⅱ相臨床試験（アザシチジン^(注2)併用）及び輸血依存性の低リスク骨髄異形成症候群（MDS）を目標効能とする第Ⅱ相臨床試験を進めています。当社はリゴセルチブ経口剤の日本人での忍容性及び安全性を確認するために平成29年6月に国内第Ⅰ相臨床試験を開始し、平成29年10月の最初の患者登録の後、現在症例集積が順調に進んでおります。同試験終了後、速やかにアザシチジンとの併用試験を実施し、オンコノバ社が計画している初回治療の高リスク骨髄異形成症候群（MDS）を対象としたアザシチジンとの併用による国際共同第Ⅲ相臨床試験に参加し、リゴセルチブ経口剤についても欧米に遅れることなく日本での承認申請を行うことを計画しております。また、輸血依存性の低リスク骨髄異形成症候群（MDS）を目標効能とした開発については、オンコノバ社の開発状況を見据えながら日本からの参加を検討してまいります。

(注2) アザシチジン（ビダーザ[®]：販売元 日本新薬株式会社）：平成23年にMDSに対する第Ⅲ相臨床試験において、初めて生存期間の延長が認められたことから承認された低メチル化剤（注射用）で、現在、造血幹細胞移植が難しいMDS患者に対する第一選択薬として使用されています。MDSは一種の前白血病であり、その病態にはDNAの過剰なメチル化による癌抑制遺伝子の発現の低下が大きく関係していると考えられています。アザシチジンなどの低メチル化剤はDNAのメチル化を阻害する作用により癌抑制遺伝子の発現を回復させ白血病への進行を抑えると考えられています。

[自己疼痛管理用医薬品 SyB P-1501]

当社が、平成27年10月にザ・メディシンズ・カンパニー社（本社：米国ニュージャージー州、契約の相手先は同社完全子会社であるインクライン・セラピューティクス社）から導入したSyB P-1501については、同社の本製品の事業の継続性について当社が懸念を抱く事実が生じたため、患者さんの利益を最優先する観点から、平成29年4月21日より新規症例登録を一時的に中断しておりました。

その後、当社は平成29年10月11日に、ザ・メディシンズ・カンパニー社によるライセンス契約の不履行に起因して生じた損害の賠償として、82百万米ドル（約90億円）の支払を求める仲裁を国際商業会議所の規定に基づき申し立て、当社が欧米市場で本製品の事業活動の中止・撤退を決定したことに伴い、ライセンス契約に基づく義務を履行する旨の明確な保証を当社に与えなかったことは、ライセンス契約の重大な違反である旨仲裁で主張しています。また、平成29年11月30日に、当社によるライセンス契約の違反が約定期間内に治癒されなかったことを受けて、ライセンス契約を解約し、本製品の開発は平成30年2月9日に中止しました。

[新規開発候補品]

当社は常に中長期的な視点に立ち、収益性と成長性を兼ね備えたバイオ製薬企業へと成長を図るため、新薬開発候補品のグローバルのライセンス権利取得に向け探索評価を継続して実施しており、常時、複数のライセンス案件を検討しております。

また、当社は平成28年5月に、海外事業展開の戦略的拠点として100%出資の米国子会社 SymBio Pharma USA, Inc（本社：米国カリフォルニア州メンローパーク、以下「シンバイオフーマUSA」という）を設立しました。シンバイオフーマUSAをグローバル事業の拠点として新薬候補品の全世界における権利を積極的に取得することにより、米国、日本、欧州をはじめとする主要市場において開発・商業化を目指して、グローバル・スペシャリティファーマへの転換を進めてまいります。

② 海外

SyB L-0501については、韓国、台湾、シンガポールにおいても販売されており、当社の製品売上は、概ね計画通りに推移しました。

③ 経営成績

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は、トレアキシ[®]の製品販売等により、888,229千円となり、

売上高全体で前年同期比2.1%の増加となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、トレアキシ[®]の注射剤、経口剤及びリゴセルチブの注射剤、経口剤の臨床試験費用が発生したこと等により、研究開発費として416,247千円（前年同期比5.3%増）を、その他の販売費及び一般管理費として547,777千円（前年同期比48.4%増）を計上したことから、合計で964,024千円（前年同期比26.1%増）となりました。

これらの結果、当第1四半期累計期間の営業損失は714,524千円（前年同期は営業損失525,204千円）となりました。また、為替差損を主とする営業外費用34,964千円を計上したこと等により、経常損失は748,913千円（前年同期は経常損失583,008千円）、四半期純損失は759,692千円（前年同期は四半期純損失582,768千円）となりました。

なお、当社の事業は医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(2) 財政状態に関する説明

当第1四半期会計期間末における総資産は、現金及び預金が186,997千円、立替金が18,160千円、建物が10,729千円増加した一方、商品及び製品が160,274千円、未収消費税等が80,093千円、敷金及び保証金が13,918千円減少したこと等により、前事業年度末に比べ36,134千円減少し、4,216,150千円となりました。

負債の部については、未払金が120,881千円増加した一方、買掛金が219,083千円、未払法人税等が30,427千円減少したこと等により、前事業年度末に比べ124,416千円減少し、888,465千円となりました。

純資産の部については、四半期純損失の計上により、利益剰余金が759,692千円減少した一方、新株予約権の行使により、前事業年度末に比べ88,282千円増加し、3,327,684千円となりました。

この結果、自己資本比率は65.7%と前事業年度末に比べ2.1ポイント増加しました。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

平成30年12月期の業績予想については、現時点で変更はありません。

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,947,059	3,134,057
売掛金	489,874	491,942
商品及び製品	362,514	202,240
前払費用	73,720	82,474
立替金	18,760	36,921
未収消費税等	98,440	18,347
その他	46,152	28,672
流動資産合計	4,036,522	3,994,654
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	28,486	39,215
工具、器具及び備品（純額）	18,322	20,100
建設仮勘定	64	8,893
有形固定資産合計	46,873	68,209
無形固定資産		
ソフトウェア	65,583	63,154
ソフトウェア仮勘定	3,295	—
無形固定資産合計	68,878	63,154
投資その他の資産		
子会社株式	0	0
長期前払費用	14,209	18,250
敷金及び保証金	85,799	71,880
投資その他の資産合計	100,008	90,131
固定資産合計	215,761	221,495
資産合計	4,252,284	4,216,150
負債の部		
流動負債		
買掛金	604,382	385,298
未払金	330,867	451,748
未払法人税等	54,813	24,386
その他	21,427	25,587
流動負債合計	1,011,490	887,021
固定負債		
退職給付引当金	1,392	1,444
固定負債合計	1,392	1,444
負債合計	1,012,882	888,465

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成30年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,761,676	11,175,022
資本剰余金	10,731,676	11,145,022
利益剰余金	△18,790,705	△19,550,398
自己株式	△17	△17
株主資本合計	2,702,629	2,769,629
新株予約権	536,772	558,055
純資産合計	3,239,402	3,327,684
負債純資産合計	4,252,284	4,216,150

(2) 四半期損益計算書
(第1四半期累計期間)

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年3月31日)
売上高	869,614	888,229
売上原価	630,602	638,729
売上総利益	239,012	249,500
販売費及び一般管理費	764,216	964,024
営業損失(△)	△525,204	△714,524
営業外収益		
受取利息	1,552	405
還付加算金	69	116
その他	0	54
営業外収益合計	1,621	575
営業外費用		
支払手数料	2,260	2,736
株式交付費	1,969	5,012
為替差損	55,197	27,215
営業外費用合計	59,426	34,964
経常損失(△)	△583,008	△748,913
特別利益		
新株予約権戻入益	1,190	—
特別利益合計	1,190	—
特別損失		
固定資産除却損	—	9,829
特別損失合計	—	9,829
税引前四半期純損失(△)	△581,818	△758,742
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等合計	950	950
四半期純損失(△)	△582,768	△759,692

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、当第1四半期累計期間において、第33回及び第42回新株予約権の一部について、権利行使による新株の発行が行われました。この結果、当第1四半期累計期間において資本金が413,346千円、資本準備金が413,346千円増加し、当第1四半期会計期間末において資本金が11,175,022千円、資本剰余金が11,145,022千円となっております。

(重要な後発事象)

1. 第43回新株予約権（ストックオプション）の発行について

当社は、平成30年3月29日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役6名に対して下記の通りストックオプションとしての新株予約権を発行し、平成30年4月26日に割り当てられました。

新株予約権の数	3,050個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 305,000株
新株予約権の発行価額及び発行価額の総額	発行価額 19,800円 発行価額の総額 60,390,000円
新株予約権の払込金額	1株当たりの払込金額 198円 なお、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。
新株予約権の行使価額	1株当たりの行使価額 1円
新株予約権の行使期間	平成33年3月30日から 平成40年3月29日まで
新株予約権の行使条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の関係会社の取締役又は従業員が当社又は当社の関係会社を円満に退任又は退職したものと取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (2) その他の条件については、当社と取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうちの資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。

2. 第44回新株予約権（ストックオプション）の発行について

当社は、平成30年3月29日開催の取締役会決議に基づき、当社の従業員74名に対して下記の通りストックオプションとしての新株予約権を発行し、平成30年4月26日に割り当てられました。

新株予約権の数	4,648個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 464,800株
新株予約権の発行価額及び発行価額の総額	発行価額 19,800円 発行価額の総額 92,030,400円
新株予約権の払込金額	1株当たりの払込金額 198円 なお、新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものとする。
新株予約権の行使価額	1株当たりの行使価額 1円
新株予約権の行使期間	平成33年3月30日から 平成40年3月29日まで
新株予約権の行使条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合、当社又は当社の関係会社の取締役又は従業員が当社又は当社の関係会社を円満に退任又は退職したものと取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (2) その他の条件については、当社と従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。

3. 第45回乃至第47回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行

当社は、平成30年4月9日開催の取締役会において、第45回乃至第47回新株予約権の発行を決議し、平成30年4月25日に払い込みが完了しております。なお、その詳細は下記のとおりであります。

割当日	平成30年4月25日
新株予約権の総数	50,000,000個 第45回新株予約権：20,000,000 個 第46回新株予約権：15,000,000 個 第47回新株予約権：15,000,000 個
発行価額	総額23,100,000円 第45回新株予約権1個当たり0.54円 第46回新株予約権1個当たり0.44円 第47回新株予約権1個当たり0.38円
当該発行による潜在株式数	50,000,000 株(新株予約権1個につき1株)
資金調達の内額	10,413,100,000円(注)
行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額</p> <p>第45回新株予約権：207円 第46回新株予約権：209円 第47回新株予約権：211円</p> <p>本新株予約権の行使価額は、平成30年4月27日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下「価格算定期間」という。)の各価格算定日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値に対して下記に定義する行使価額修正率を掛けた金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が発行要項第10項に記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。</p> <p>行使価額修正率</p> <p>第45回新株予約権：92% 第46回新株予約権：93% 第47回新株予約権：94%</p> <p>また、いずれかの価格算定期間に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずしないものとする。)</p>
募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
行使期間	平成30年4月26日から平成33年4月26日
資金使途	(1) 導入済パイプラインの開発 (2) 自社販売体制の構築 (3) 長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資

(注)本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。